

吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

N I T T O K U株式会社

2026年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番地 2

N I T T O K U株式会社

代表取締役 社長執行役員 笹澤 純人

N I T T O K U株式会社（以下「存続会社」といいます。）及び日特コイデ株式会社（以下「消滅会社」といいます。）は、2025年12月15日付で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 消滅会社における次に掲げる事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2026年1月30日付の官報に掲載するとともに、知っている債権者に対して本合併に対する異議申述の催告を行いました。申述期間までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 存続会社における次に掲げる事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

存続会社においては、本合併は会社法第796条第1項の規定に基づく簡易及び略式合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

存続会社においては、本合併は会社法第796条第1項の規定に基づく簡易及び略式合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過

存続会社は、会社法第 799 条の規定に従い、2026 年 1 月 30 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期間までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、本合併の定めに従い、消滅会社の資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 本合併により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本合併に係る変更の登記をした日

本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 上記のほか本合併に関する重要な事項

存続会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した存続会社の株主はいませんでした。

以上

別紙 吸収合併契約書

吸収合併契約書

NITTOKU株式会社（以下「甲」という。）及び日特コイデ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：NITTOKU株式会社

住所：埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目292番地1

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：日特コイデ株式会社

住所：新潟県見附市新幸町9番3号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併により甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の開催）

会社法第796条第2項及び同法第784条第1項の規定により、甲及び乙において本契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがあ

る場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日にいたる間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙が記名押印の上保有する。

2025年12月15日

（甲）

住 所 埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目292番地1

会社名 N I T T O K U株式会社

代表取締役 社長執行役員 笹澤 純人

（乙）

住 所 新潟県見附市新幸町9番3号

会社名 日特コイデ株式会社

代表取締役社長 田中 靖人